

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年 1 月 28 日

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美
同 今 村 嘉 昭

平成 25 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

平成 24 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、富江病院、
奈留病院、上五島病院、有川医療センター、奈良尾医療センター、
対馬いづはら病院、中対馬病院及び上対馬病院）

2 監査実施日

予備監査 平成 25 年 7 月 23 日～平成 25 年 9 月 30 日

委員監査 平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 24 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美
同 今 村 嘉 昭

第 2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想され、また、特に離島の医師や看護師等の確保が困難であることなど、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、国民医療費の抑制や医療提供体制の適正化政策を進めることとしており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当病院企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等もあり、3カ年度連続して黒字化を達成し、経営面では着実に改善が図られている。

しかしながら、今後も継続的で安定的な医療の確保を図るためには、こうした医療環境の変化に的確に対応するとともに、病病・病診連携強化や電子化の推進等により、より効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、地域住民に医療環境の変化等を周知し、病院への関心や理解を深める取り組みも行政と一体となって進めていく必要があると思われる。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 106,148 千円で、前年度末に比し 26,345 千円減少（対前年度比 19.9%減）している。

当企業団の未収金は2カ年度連続して減少しており、各病院において、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められ、未収金回収の取り組み強化が図られている。

しかしながら、依然として多額の未収金を抱えており、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組み強化を図る必要があると思われる。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成25年4月にさらなる使用促進のためのロードマップを示し、後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にするという新たな目標を設定している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえた「中期財政計画（平成25年8月閣議決定）」において、後発医薬品の使用促進について、具体的な効率化の進捗がみられるよう取り組む方針が示されている。

当企業団の後発医薬品の採用品目割合は着実に高くなってきているが、病院間での取り組みにバラツキが見られることから、こうした国の方針を踏まえ、各病院で「使用促進計画」を作成するなど、一層の取り組み強化が必要である。

④ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、平成21年度以降医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例が見受けられる。特に離島においては、地域性が顕著であることから、地域内で共通する物品等の契約事務の共同処理を検討するなど、病院再編の進捗等も踏まえた基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要があると思われる。

なお、正確な契約事務がなされるよう、マニュアルの作成等による具体的な処理方法の周知徹底を図ること。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、新規発生抑制のための対策を講じた成果が上がっている。

一方、過年度分の回収は全体として困難を極めているが、引き続き回収に努めるとともに、回収不能なものについては、所定の手続きを踏み、処分を検討すること。

なお、調整額が多額になっているが、未収金の正確な把握、消し込みに一段の正確さを期すこと。

【島原病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、平成 24 年度から未収金対策要員を配置するなど、回収に努めた成果は確実に上がっている。

未収金の管理回収は、適切に実施されており、既に確立されている発生防止対策、回収対策、整理簿の記入要領等に基づき継続的な実施に努めること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比でほぼ同額となっており、分納による回収や、不納欠損処理により、成果が上がっている一方、新規の発生がそれを上回り全体として減少していない。

未収金の管理や不納欠損処理は適正に行われているが、新規の発生を抑制するための方策を再度検討するなど、過年度未収金全体の縮減に努めること。

【富江病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で大幅増となっているが、これは国保の査定減の事務処理漏れによるもので、実質、昨年度末とほぼ同額である。

未収金の回収には努力されている。引き続き、新規発生の抑制に努めること。

また、医事事務と財務事務との連携を密にし、事務処理に齟齬をきた

さぬよう努めること。

2. 固定資産台帳等の整備について

平成23、24年度分の固定資産台帳等が未整備であり、早急に台帳整備を行うこと。それに伴い決算書と貸借対照表との数値の相違や、減価償却の数値の根拠が不明確なままとなっており、台帳整備後、数値の修正が必要であれば、適正に処理すること。

【奈留病院】

1. 未収金について

過年度未収金は、不納欠損処理等もあり前年度比で減少しているが、未収金管理の面で、未収金整理簿の記載内容に統一性が図られていない。

新規の発生を抑制するとともに、未収金整理簿等の統一的な管理を図り、未収金の管理、回収に努めること。

2. 企業債台帳について

企業債台帳について、平成18年度以降の整理、作成がされていない。適正に台帳整備を行うこと。

【上五島病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で大幅に減少しており、分割納入等回収には大変努力されている。また、新たな発生防止にも努力されており、今後とも継続して取り組むこと。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

・特になし

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、新規発生分も無く、未収金の管理回収は適正に処理されている。

新規発生の抑制に引き続き努力すること。

【対馬いづはら病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、平成22年度から過年度未収金の解消のための体制強化を図り、解消方針を決定し具体的に措置された。

更に、新規発生を抑制するために、料金窓口との連携強化に努めている。

未収金の管理、回収は適正かつ順調に処理されており、新規発生も確実に減少しているため、今後とも継続して努力すること。

【中対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、特に新規の発生が大幅に減少しているが、職員間の意識が徹底した結果だと思われる。

未収金の管理回収には努力されているが、特に新規発生の抑制には継続して努力すること。

2. 契約関係について

業務内容が同じ委託契約で、同じ事業者と複数の随意契約を締結していた。

適正に処理するとともに、随意契約にあっては、合理的な理由があるか今一度検証すること。

【上対馬病院】

1. 未収金について

過年度未収金は前年度比で減少しており、3年連続して新規発生がない。

未収金の管理、回収は着実に実行されている。引き続き、新規発生の抑制に努力すること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

- ・ 精神医療センター 1 件
- ・ 島原病院 0 件

| | |
|------------|----|
| ・五島中央病院 | 1件 |
| ・富江病院 | 2件 |
| ・奈留病院 | 3件 |
| ・上五島病院 | 0件 |
| ・有川医療センター | 0件 |
| ・奈良尾医療センター | 1件 |
| ・対馬いづはら病院 | 1件 |
| ・中対馬病院 | 1件 |
| ・上対馬病院 | 0件 |